

保育所等の利用に関する確認書

以下の内容をよく読み、すべての確認欄にチェックの上、裏面の保護者記入欄に記入をお願いします。

(現在直接当てはまらない項目についても確認し、すべてに☑ をしてください。)

入所調整について		チェック欄
1	入所案内を読み、内容についてご理解いただけましたか。	☐
2	希望施設は入所希望順で通園可能な施設をご記入ください。(希望施設の変更は各申込期間の締切日まで可能です。)	☐
3	施設によって場所・開所及び保育時間・保育内容・保育料以外の費用等が異なります。事前に見学やお問い合わせ、ホームページでの確認等をしていただいたうえでお申込みください。また、似ている施設名がありますので、お間違えのないようによくご確認ください。施設名の記載間違いが発覚した場合でも、施設の変更はできません。	☐
4	申込内容と事実が異なる場合は、入園の内定や決定を取消することがあります。	☐
5	入所調整は指定期日までに提出された書類によって行われます。指定期日時点で書類不備の場合は入所調整の対象になりません。次回以降に再度入所申込みが必要となります。	☐
6	申込内容が変更になった場合には、至急ご連絡ください。申込内容と事実が異なる場合や、変更が生じたにも関わらずご連絡がない場合、内定・決定の取消しになることがあります。	☐
7	証明書類の記載に整合性がない場合や、不明な点がある場合には事業主に問い合わせをすることがあります。また、必要に応じて、職員が職場等に訪問し、就労状況をお聞きすることがあります。	☐
8	提出された書類についてはお返しいたしませんので、必要なものについては事前にコピーをお取りください。	☐
9	内定後に受けていただく面接、健康診断等の結果により、内定が取り消されることがあります。また、入所日までに面接、健康診断を受けられない場合は、内定取消となります。	☐
10	家庭状況調査書に記載がなく、入所決定後に児童の障がいや疾病等が判明した場合、入所決定の取消しを行う場合があります。	☐
11	内定した保育施設への入所を辞退する場合、「辞退届」の提出が必要です。辞退後に保育施設への入所を希望される場合、再度入所申込みをしてください。	☐
12	0歳児保育の受入月齢は施設ごとに異なります。必要週数に満たない施設を希望された場合、当該施設以外の希望施設で入所調整を行います。	☐
産前産後入所について		
13	入所希望日が、出産予定日(又は出産日)を基準として計算し、産前8週・産後8週に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」の事由での申込みとなります。	☐
育児休業からの復帰について		
14	育児休業中の方は入所希望日までの復職が前提となります(ならし保育を利用の場合は入所希望日から日曜・祝日を除く5日以内)。復職の意思がない場合は、入所調整の対象になりません。	☐
15	4月はならし保育の利用はできません。	☐
16	復帰日が予定と異なる場合は退所となります。復帰日が変更となる場合は、遅くとも入所日の10日前までに必ず幼児保育課にご相談ください。	☐
転園希望について		
17	転園申込の場合、転園が内定すると、それまで在園していた保育施設は退所となります。待機者の入園を同時に内定するため、内定を辞退しても元の施設に戻ることはできません。	☐
18	転園申込の取下げができるのは、各申込期間の締切日までです。	☐

